

「常用点数早見表（病院用）」2016年4月版 正誤及び追補

(2016.4.28 現在)

水色表示は、前回 から追加・修正したものです。

※厚労省による追加通知・告示により、本書による解説内容が変更となる場合があります。

頁	訂正箇所	誤	正												
3	㊸表、小児かかりつけ診療料の「点数」欄	<table border="1"> <tr> <td>院内</td> <td>初診</td> <td>713</td> </tr> <tr> <td>処方</td> <td>再診</td> <td>523</td> </tr> </table>	院内	初診	713	処方	再診	523	<table border="1"> <tr> <td>院内</td> <td>初診</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>処方</td> <td>再診</td> <td>523</td> </tr> </table>	院内	初診	712	処方	再診	523
院内	初診	713													
処方	再診	523													
院内	初診	712													
処方	再診	523													
7	㊸表 C001 在宅患者訪問診療料	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 +100 、在宅療養実績加算 1 +75 、在宅療養実績加算 2 +50	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 +1000 、在宅療養実績加算 1 +750 、在宅療養実績加算 2 +500												
8	C002 在宅時医学総合管理料とC002-2 施設入居時等医学総合管理利用の【同月算定不可】欄の最後	…と施設入居時医学総合管理料は同月算定不可	…、施設入居時医学総合管理料、 処置の一部、精神科早期集中支援管理料 は同月算定不可												
8	C003 在宅がん医療総合診療料(支援病)の「加算」欄	…在宅療養 充実 加算 1 (届)+110、在宅療養 充 実加算 2 (届)+75	…在宅療養 実績 加算 1 (届)+110、在宅療養 実 績加算 2 (届)+75												
9	下から11 段目、C107-2 在宅持続腸圧呼吸療法指導管理料	○在宅持続腸圧呼吸療法材料加算 +100 月 1 回	○在宅持続腸圧呼吸療法材料加算 +100 3月に3回												
10	欄外下から3行目	※2 在宅時医学総合管理料・ 特定 施設入居時等医学総合管理料	※2 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料												
14	右下の採取料	<table border="1"> <tr> <td>鼻腔・咽頭拭い液</td> <td>6</td> </tr> </table>	鼻腔・咽頭拭い液	6	<table border="1"> <tr> <td>鼻腔・咽頭拭い液</td> <td>5</td> </tr> </table>	鼻腔・咽頭拭い液	5								
鼻腔・咽頭拭い液	6														
鼻腔・咽頭拭い液	5														
20	上段㊸表の網掛け	<table border="1"> <tr> <td>脳血管疾患等 リハビリテーション料</td> <td></td> </tr> </table>	脳血管疾患等 リハビリテーション料		<table border="1"> <tr> <td>脳血管疾患等 リハビリテーション料(※4)</td> <td></td> </tr> </table>	脳血管疾患等 リハビリテーション料(※4)									
脳血管疾患等 リハビリテーション料															
脳血管疾患等 リハビリテーション料(※4)															
20	上段㊸表の※1)の②	②状態の改善が期待できない維持期リハビリの場合、月 13 単位が限度。脳血管疾患等リハ及び運動器リハで入院外の要介護・要支援者の場合…	②状態の改善が期待できない維持期リハビリの場合、月 13 単位が限度。脳血管疾患等リハ、 廃用症候群リハ 及び運動器リハで入院外の要介護・要支援者の場合…												
20	下段㊸表「摂食機能療法の加算点数	経口摂取回復促進加算(届) 1 +200 2 +100	経口摂取回復促進加算(届) 1 +185 2 + 20												
31	上から5行目	診察料 」を記載	診療科 」を記載												

最新の正誤表については、保団連 HP(<http://hodianren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。